

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-03	令和4年度第1回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	令和4年7月27日（水） 午後2時から午後4時まで			
開催場所	オンライン会議			
出席者数	16名 【委員】 安藤朝規 安藤玲子 しもむら 緑 たかはしのりこ 田中 哲 戸井田 光弘 松村雅生 森田典子 吉田大祐 （50音順・敬称略） 【主管課】 福祉保健部保健衛生担当保健計画課長 福祉保健部保健衛生担当保健計画課健康推進主査 総務部総務課長 総務部総務課文書管理係長 総務部総務課文書管理係主任 【事務局】 総務部長 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任（2名）			
会議の公開 （傍聴）	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題等	(諮問事項) 1 多剤服薬者の服薬管理に関する個別支援事業に係る個人情報の目的外利用について 2 個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について (報告事項) 3 本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について 4 外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する法令名の追加について			
配付資料	【議題1】 資料1 多剤服薬者の服薬管理に関する個別支援事業に係る個人情報の目的外利用について（概要） （別紙1）多剤服薬者の服薬管理に関する個別支援事業のイメージ図 資料2 運営審議会諮問事項調書（保健計画課） 【議題2】 資料3 個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について（諮問） 資料4 検討課題 （参考資料1）現行条例と改正個人情報保護法の比較 （参考資料2）個人情報の保護に関する法律 （参考資料3）墨田区個人情報保護条例			

	<p>【議題3】 資料5 本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について (別紙2) 報告事項別紙</p> <p>【議題4】 資料6 外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する法令名の追加について</p>
<p>会 議 概 要</p>	<p>今般の運営審議会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンラインによる会議の開催とした。</p> <p>【諮問事項1】多剤服薬者の服薬管理に関する個別支援事業に係る個人情報の目的外利用について 福祉保健部保健衛生担当保健計画課長による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。 (委員) 地域によっては、例えば、墨田区と江東区両方の薬局や医療機関を利用している方もいると思うが、この場合も多剤服薬者を把握し、支援することはできるか。 (保健計画課長) 本事業は墨田区薬剤師会に委託して実施するが、区外の薬局・医療機関とは、現状、事業連携ができていないため、本事例で言うと、墨田区内の薬局・医療機関のレセプトだけで基準を満たしていれば事業の対象となるが、そうでない場合は事業の対象としていない。この取扱いについては、前回の審議会で承認いただいた国保年金課の事業も同様である。 (委員) 国保年金課の事業では、民間事業者にデータ抽出を委託していたが、今回は墨田区薬剤師会以外の民間の事業者が個人情報を取り扱うことはあるか。 (会長) 墨田区薬剤師会にどのようなデータを提供するのもあわせて回答されたい。 (保健計画課長) 今回は、墨田区薬剤師会に限定して委託をしており、再委託も行わないため、それ以外の事業者が個人情報を取り扱うことはない。 また、薬剤師会に提供するデータは、資料2「運営審議会諮問事項調書」に記載している項目のとおりである。 (委員) 電子媒体によりデータを提供することだが、少し前に委託事業者がUSBフラッシュメモリを個人的に持ち出した、ということでニュースにもなっていた。そのような心配はないか。委託事業者と取決めはしているか。 (会長) 資料1の9に記載されている個人情報の安全管理についても踏まえて、回答されたい。 (保健計画課長) 勝手にデータを持ち出したりすることのないよう、契約の際には、契約条項に明記するなど、厳重に管理をしたいと考えている。</p>

<p>会議概要</p>	<p>(委員) 事業案内の対象者は500人から600人程度とのことだが、そのうち申込者はどれくらいとなる見込みか。</p> <p>(保健計画課長) 先行する他団体では、実際に申込みがあったのは、事業案内の対象者のうち1割程度と聞いている。本区においても1割に当たる50人から60人が申し込むと見込んでいる。</p> <p>(会長) 資料1の2(2)では、利用勧奨には後期高齢者健康診査の受診票に記載された電話番号を利用することだが、電話番号の利用に同意した者の把握はこれからということか。</p> <p>(保健計画課長) 後期高齢者健康診査は例年7月から保健計画課が医師会に委託して実施している事業であるが、電話番号の利用に同意した者を当課が把握できるのはこれからである。</p> <p>(委員) 資料1の2(2)に記載された方法では、事業案内の送付や利用勧奨の対象者に漏れはないか。案内が届かない対象者はいないか。</p> <p>(保健計画課長) まずは薬剤師会から事業案内を送付し、申込みを受け付ける。申込みのない方のうち、健康診査において電話番号の利用に同意した方には、電話により利用勧奨を行う。電話のない方も含め、電話番号の利用に同意をいただけていない方については、申込状況を勘案し、書面により利用勧奨することも検討していきたい。</p> <p>(委員) 資料1の2(2)について、対象者の方にとっては、突然通知が届くと、詐欺などを心配されると思う。対象者の立場になった丁寧な説明や、不安を与えないようにする方法を検討しているか。</p> <p>(保健計画課長) 送付する通知の中で、本事業は墨田区からの委託事業であることを明記する。また、対象が75歳以上の高齢の方であるので、事業について御理解いただけるように、イラストを用いたり、説明文も分かりやすい言葉を用いたり、よく伝わるようにしたい。</p> <p>(委員) 通知を送る前に薬局などで、このような事業を行うことを周知することは検討しているか。</p> <p>(保健計画課長) ポリファーマシー（多剤服用）対策については、事業対象者以外にも伝わるようにパンフレットの作成を検討している。</p> <p>(会長) 事業の内容は有意義だが、国保年金課の事業の際にも述べたとおり、どれほどの効果につながるか疑問が残る。 提供する情報がセンシティブな情報でもあるので、尼崎市の事例も踏まえ、委託先に任せきりでなく、区でも十分な監督とチェックをされたい。</p> <p>(会長) 種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして承</p>
-------------	---

<p>会 議 概 要</p>	<p>認してよろしいか。 (委員一同) 異議なし</p> <p>【諮問事項2】個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について 総務部総務課長による諮問に関する説明及び総務課文書管理係主任による検討課題①から④までの概要説明の後、それぞれ種々意見交換を行った結果、区の考え方について、異議はなかった。発言内容については、以下のとおりである。 <<検討課題①：条例要配慮個人情報の規定>> (委員) 地域の特性その他の事情とは、どのようなものが想定されるか。国のガイドライン等で想定されているものはあるか。 (総務課文書管理係主任) 改正法の検討段階における内閣官房の「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」最終報告では、「LGBTに関する事項」、「生活保護の受給」、「一定の地域の出身である事実」が挙げられていた。このうち、「一定の地域の出身である事実」が地域の事情に該当すると思うが、改正法に要配慮個人情報として定められている「社会的身分」に含まれるという見解が国から示されているので、これについては要配慮個人情報に該当すると考えている。 (総務課文書管理係長) 「地域の特性その他の事情に応じて」というところで、国の個人情報保護委員会に、具体的にどういうものがあるかを確認すると、現時点では、「特に想定するものはない」との回答がなされる。LGBTに関して言うと、例えばその地域でLGBTの方に対する不当な差別等が他の地域と比較して非常に多く、区としてかなり大きな問題になっているような場合に、そのような内容の個人情報の安全管理措置を法令に違反しない形で特別にルールを作るということは許容されるが、墨田区の特性でLGBTを個人情報の取扱いの観点で問題にするというのは考えにくい。生活保護の受給も含め、墨田区だけの特殊な事情があるとは、現時点では考えていないので、本区では規定する必要はないと考えている。 (会長) 過去に実施された墨田区のホームレス実態調査において、信条に関する情報も収集するかもしれないということで、例外的な収集に関する諮問があったと記憶している。総務課の説明のとおり、法で規定されている要配慮個人情報は、極めて広い規定なので、これに入らないものは考えにくい。 <<検討課題②：個人情報ファイルの事前の届出>> (会長) 多くの自治体は個人情報取扱事務の登録簿という形で事務登録をしており、国が作成しているような個人情報ファイル簿は作成していない。墨田区では先行して個人情報ファイル簿を作成している。 (総務課文書管理係長) 実際条例に規定を設けなくても運用で事前に届け出るようにすることもできるが、区の姿勢として、事前の届出なしに個人情報を取り扱うことのないように、という意味も込めて、条例に明記したいと考えている。 (会長)</p>
----------------	---

<p>会 議 概 要</p>	<p>個人情報ファイル簿に記載する個人情報の利用目的というのは、目的外利用規制等があることから分かるように、個人情報を管理する上での根幹である。目的を見れば自分の情報がおよそどのようなものに使われる可能性があるかが分かることから、ある程度具体的な記載が求められるため、総務課で目的が的確に記載されているかどうか管理する仕組みになればいいと思う。</p> <p>《検討課題③：利用目的以外の目的のための利用又は提供に係る手続に関する規定》 (委員)</p> <p>新しい法律の下では、目的外利用や外部提供については、これまでのように運営審議会に諮問することはできなくなるとの説明があったが、運営審議会自体がなくなるのか。</p> <p>(総務課文書管理係主任)</p> <p>改正法第129条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる」と規定しており、改正後も審議会を設置することができる。ただし、今までのように個別の案件について、諮問することはできなくなる。つまり、国の法令やガイドラインに従って個人情報の利用目的を明示するのに効果的な方法や個人情報の安全管理措置の方法など、細かい運用ルールの策定において、専門的な知見に基づいた意見を聴くことが必要であると認められる場合には、審議会に諮問することができる、とされている。そこで、区としては、審議会としては存続するが、役割や諮問する内容、いただく意見の内容が今までと変わってくる、と考えている。</p> <p>なお、マイナンバーの保護評価書の点検は番号法に基づき行っているため、今後も当審議会において継続して審議する。</p> <p>(会 長)</p> <p>改正後の審議会の役割については、根本的な課題でもあるので、審議事項の最後に別途検討する必要がある。</p> <p>また、条例には、単に目的外利用や外部提供をしたときは「記録する」ということを規定するのか、記録するということについて、どういう意味があるのかまで規定するのか。端的に言えば、審議会に報告するというところまで規定しようと考えているのか。何の目的のために規定しようとしているのか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>今後、個別の案件において目的外利用や外部提供を行うに当たって、審議会には諮問できないものの、法律で認められている場合に該当するかどうか、総務課が事前に相談を受けることもあると想定している。相談を受けたものも含め、実施したものについて記録し、記録自体をそのまま公表するわけではないが、年に1回運用状況を取りまとめ、年間としてどのような内容のものが何件あった、ということを外部的に公表することで、きちんと個人情報を取り扱っていることを示すことができると考えている。条文に報告や公表まで記載するかは、今後の検討事項としたい。</p> <p>(会 長)</p> <p>記録することを条例上設けるのであれば、その条文の意味や目的を整理する必要があると思う。</p> <p>(委員)</p> <p>現条例では第15条第3項で目的外利用について、記録し、閲覧に供しなければならないと規定しているが、改正後は単に内部的に記録することについて規定するのか、閲覧までできるようになるのか。また、外部提供については現条例でどのように規定</p>
----------------	--

<p>会議概要</p>	<p>されているか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>外部提供についても、条例第16条第2項で条例第15条第3項の目的外利用の記録についての規定を準用し、記録し、閲覧しなければならないこととなっている。また、規則でそれぞれ記録票の様式を定めている。</p> <p>記録票そのものは個人情報が含まれることがあるため、記録票そのものを公表しているわけではないが、閲覧に供している運用状況報告で件数と主な内容を公表している。</p> <p>(会 長)</p> <p>新しい条例でも、現条例のように閲覧まで規定するか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>今回は、記録についてのみ検討課題として挙げた。閲覧については、例えば外部提供は年間1万件以上あり、現行でも、記録票そのものを閲覧には供してはならず、概要や件数を公表している。現行でも課題がある事項であるので、もう少し検討の時間をいただきたい。</p> <p>(会 長)</p> <p>どのような実務を行って、それをどのように条例で表すか課題がある。</p> <p>補足になるが、目的外利用や外部提供は、自治体ごとのアンバランスが極めて目立つ事項である。例えば、区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため緊急やむを得ないとき、という条項はほとんどすべての自治体の条例に規定されていたが、災害時の行方不明者等の氏名の公表についてこれを適用するとき、自治体により取扱いが異なっていた。そこで、全国知事会から国が基準や法令の根拠を作ってほしいとの要望が出された。今回の法改正においても、国が統一して解釈を行うことになったため、これまでのように目的外利用や外部提供について、審議会で解釈や承認をすることはなくなった。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>閲覧など公表部分は次回の審議会までに考え方を整理した上で伝えることとし、記録する、ということまでは異議がないという認識でよろしいか。</p> <p>(委員一同)</p> <p>異議なし</p> <p>〈検討課題④：自己情報開示請求の不開示情報と情報公開請求の非公開情報との整合を図る規定〉</p> <p>(会 長)</p> <p>法令秘情報は多くの個人情報保護条例で規定されているが、ほとんど適用されていない</p> <p>自治体判断で、改正法に合わせて、情報公開条例から法令秘情報を削除する自治体もある。</p> <p>総務課で気になっている点はあるか。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>法令秘情報以外はおおむね現行の条例と同じ不開示情報が改正法で定められている。法令秘情報に該当する不開示情報があったとしても、現時点での請求実績を踏まえると、他の類型に当てはめることができずに対応に苦慮するということも想定されない。現状は改正法のとおりで運用できる、と考えている。</p> <p>(会 長)</p>
-------------	---

<p>会 議 概 要</p>	<p>種々意見が出たところではあるが、この諮問について、本日審議した検討課題①から④までは区の考え方に異議はないか。 (委員一同) 異議なし</p> <p>【報告事項 1】 本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について 事務局から一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について、概要を説明した。委員からの質問や意見はなかった。</p> <p>【報告事項 2】 外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する法令名の追加について 事務局から一括承認事項の承認基準に該当する法令名の追加について、概要を説明した。委員からの質問や意見はなかった。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>総務部総務課文書管理係（電話 03-5608-6241）</p>